

## 年末年始、実家に見慣れない商品があった…

年末年始に帰省した時に、家族が見慣れない商品や契約書を見つけて消費者トラブルに気がつくケースがあります。家族はやめさせたいと思っても、当事者本人に解約の意思がなければ解約はできません。頭ごなしに否定せず、まずは話をよく聞いてみましょう。

**■＜事例＞実家に帰ったら、見慣れない健康食品が大量にあった！**

久しぶりに実家に帰ったら、見慣れない健康食品が大量にあった。どうしたのかと母に聞くと、「『50円で食パンや日用品などを販売する』というチラシが入ったので行ってみた。健康の話も聞けるし、友だちもできた。行くと楽しいので毎回通っている。」という。見つけた商品をざっと見ただけでも、10万円近く使っていると思う。やめさせたい。

⇒無料や格安の商品で人を集め、締め切った部屋で日用品や食料品を数量限定で配るなどして競争心をあおり、巧みな話術で気分を高揚させ、高額な商品を売りつけることを催眠商法（SF商法）と言い、クーリング・オフができる場合があります。契約者からの申出が必要なので、契約書を受け取ってから8日以内に契約した母本人からクーリング・オフの通知を出しましょう。クレジットを利用している場合は、クレジット会社にも同時に通知を出しましょう。

**■催眠商法（SF商法）は高齢者に多い相談です**

楽しい気分になって何度も通ううちに次々と商品を購入してしまい、中には貯金を使い果たしたという事例も見受けられます。いったん「楽しい気分」にさせられると、当事者はなかなか冷静な判断ができません。高齢者を見守る人は、日頃からこのような被害事例について話題にするとともに、不審な点に気がついた時は被害が拡大しないよう、声をかけてみましょう。高齢者は契約したことを後悔していても、誰にも相談できずに時間が経ってしまうことがあります。家族や地域の方々の見守りで、被害の未然防止や早期発見を心がけましょう。

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

**◆この記事についてのお問い合わせ◆**

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

**◆個別のご相談は◆**

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日（祝休日・年末年始を除く）9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります